



北九州ヘッドオフィス

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-3 大手町アイビスクエア2F
TEL.093-571-0081 FAX093-571-6095



福岡オフィス

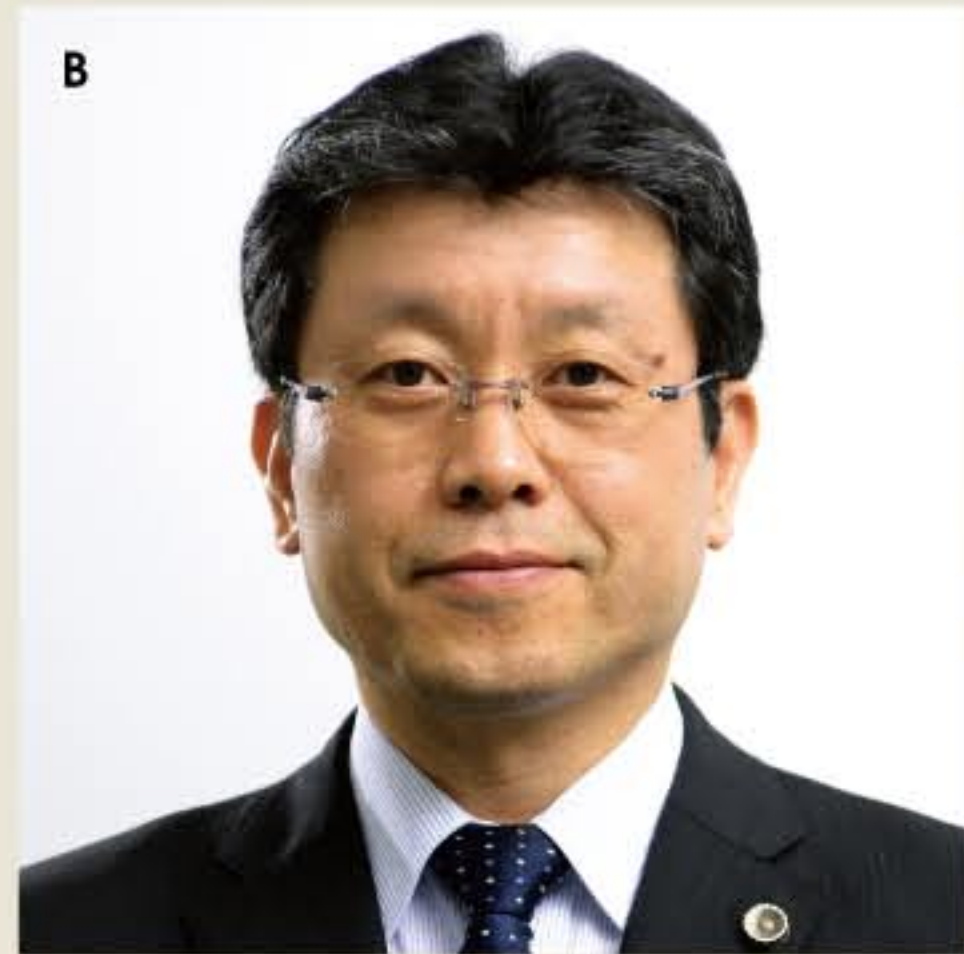
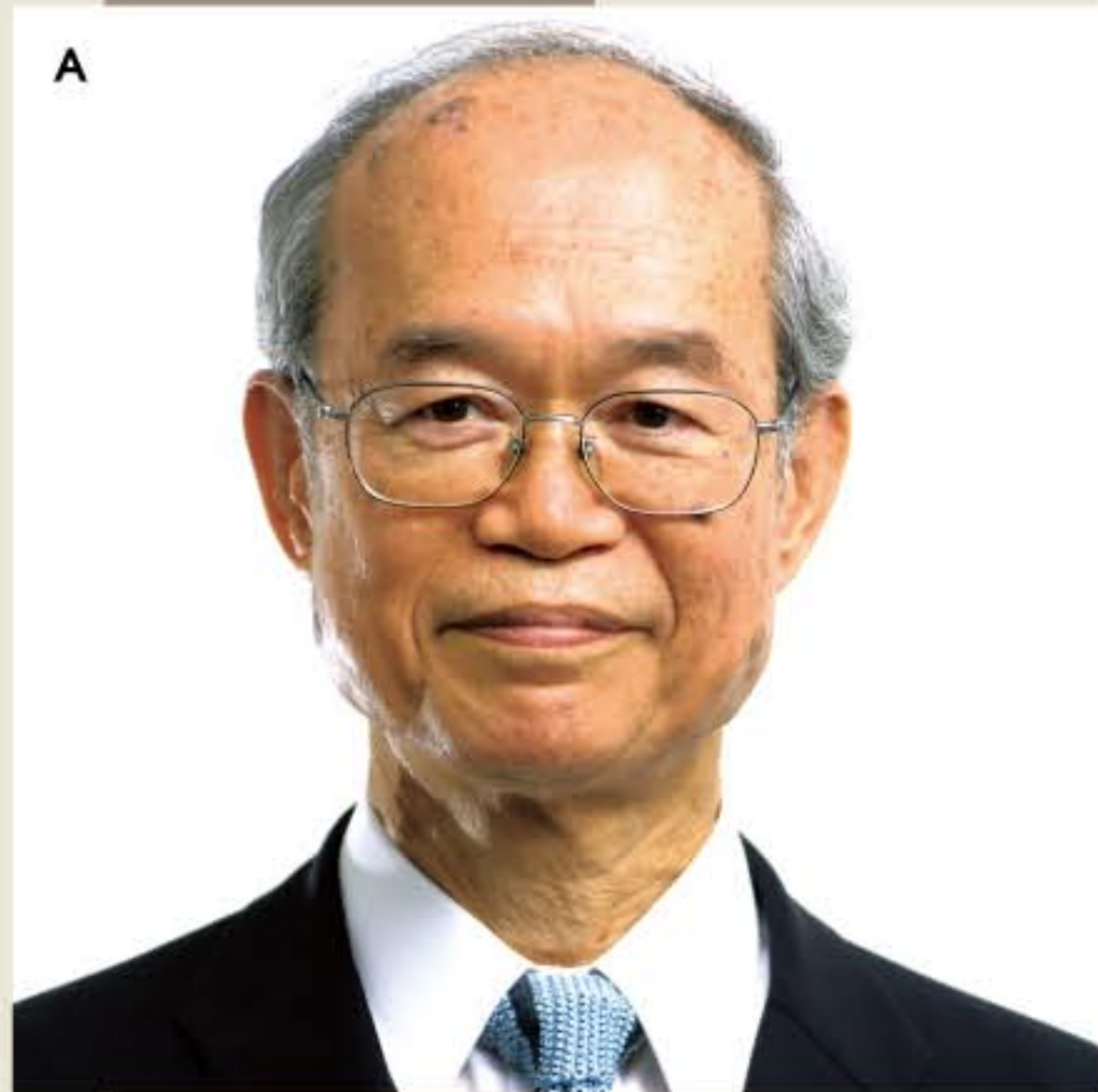
〒810-0042 福岡市中央区赤坂1丁目7-11
TEL.092-712-4923 FAX092-714-2379

ホームページ
<http://www.ohtemachi-lawyer.com/>
大手町法律事務所



不貞慰謝料請求について / 田中 圭
管轄の合意について / 田瀬 憲夫
種類株式について / 中西 俊博

所信表明 / 阿野 寛之
弁護士紹介 / 富永 剛
福岡オフィス新体制 / 合山 純篤



OTEMACHI
LAW OFFICE



残暑の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、いつも格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、当事務所におきましては、いくつかの体制変更等がありましたので、お知らせいたします。

まず、本年4月、阿野寛之弁護士が福岡県弁護士会の副会長に就任いたしました。当事務所の弁護士が、副会長という重要な職責をお任せいただくことになり身を引き締める思いですが、阿野弁護士であれば職責を全うしてくれるものと確信しております。

次に、本年5月から、田瀬憲夫弁護士が当事務所福岡オフィスの所属になりました。田瀬弁護士は、平成25年より約4年間にわたり、北九州ヘッドオフィスにて執務しておりましたが、福岡オフィスの業務拡大のため移籍することになりました。これにより、福岡オフィスは弁護士3名体制となり、より良いリーガルサービスのご提供が可能となりました。

また、木下結香子弁護士が、本年3月をもって、一応当事務所を退職の形となり、4月から北九州市役所で任期付公務員としての勤務を開始いたしました。もっとも、同弁護士は、2年後には当事務所に復帰予定です。当事務所としては、当面の間、貴重な戦

力を失うことになり痛手ではありますが、弁護士は、多様なニーズに応えることが重要だと考えておりますので、木下弁護士が市役所での勤務を通じて多様な経験を積んでくれるものと期待しています。

最後に、本年4月より、新たに富永剛弁護士が、北九州ヘッドオフィスに加入しました。富永弁護士は、以前、当事務所で、法テラスに赴任するにあたっての養成を受けており、その後、法テラス北九州法律事務所、北九州市役所任期付公務員(総務局総務部・法務担当課長)での勤務を経て、当事務所に戻ってまいりました。これまでの多種多様な経験を活かし、即戦力となってくれるものと期待しています。

今回の体制変更で、当事務所は弁護士総勢14名体制(なお、本年10月から、以前当事務所で司法修習を受けておりました松田麻友美弁護士が加入予定で、15名体制となる予定です。)となりました。これを機に、皆様に対し、より一層、迅速かつ多様なご対応ができるよう取り組んでまいります。皆様におかれましては、今後とも、ご支援ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

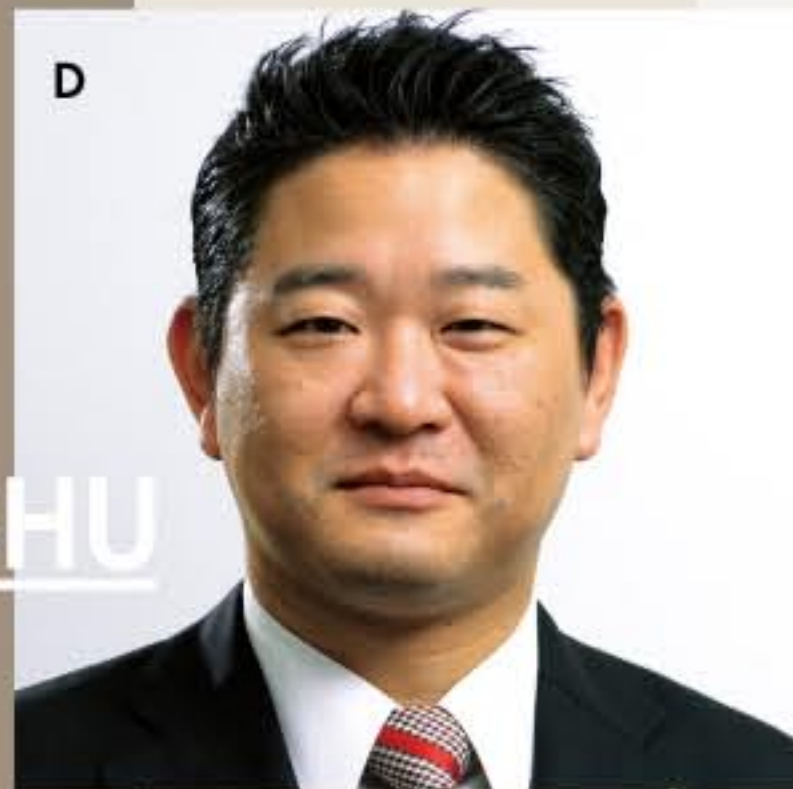
A

B

C

L

D



M



福岡オフィス
L 合山 純篤
代表(福岡オフィス所長)
M 森 淳二郎
顧問(九州大学名誉教授)
N 田瀬 憲夫
弁護士

N



FUKUOKA
OFFICE

Otemachi Law Office

LAWYER

KITAKYUSHU
OFFICE

北九州ヘッドオフィス

- A 中野 昌治
代表(北九州オフィス所長)
- B 中野 敬一
副代表(北九州オフィス副所長)
- C 阿野 寛之
執行役員
- D 清成 真
執行役員
- E 田中 圭
弁護士
- F 中西 俊博
弁護士
- G 富永 剛
弁護士
- H 根岸 大将
弁護士
- I 牧山 愛美
弁護士
- J 坂本 龍彦
弁護士
- K 眞子 幸人
弁護士



不貞慰謝料請求について

法律相談の中で、配偶者の不貞の相手方に対する慰謝料請求に関する相談を受ける機会が多くあります。不貞をした配偶者(例:夫)に対してよりもその相手方(例:夫の同僚であり、夫との浮気に至った相手女性)に対して、非常に強い怒りが生じることも多く、権利意識の高まりとともに、訴訟の件数も増えてきているようです。

実際のところ慰謝料を問題とするのではなく、とにかく浮気相手と配偶者を別れさせてほしいとのご相談も多くありますが、裁判等の手続において配偶者と浮気相手との関係を強制的に解消させることはできません。配偶者と浮気相手が別れないと言っている場合には、慰謝料の問題としてとらえることしかできません。

慰謝料の金額としては、裁判上では、不貞行為後も婚姻関係が継続している事案では100万～200万円、婚姻関係が破綻に至った事案では、200万～300万円くらいだと考えられています。交

渉では、相手方の資力との関係もありますので、これよりも低い金額で示談することもあります。

諸外国では、不貞をした配偶者が責任を負うのは当然だが、不貞の相手方には責任を負わせないと法制度の方が多くと言われています。貞操義務は、夫婦間に生じるものであり、第三者に対して拘束力は生じないという発想があるようです。日本では、配偶者の不貞の相手方に対する慰謝料請求を認めた最高裁判例があり、当面、変更はなさそうです。

当事者同士で直接交渉する場合には、どうしても感情的になりやすく、トラブル(場合によっては刑事事件)に発展することもある類型ですので、このような事案に遭遇した場合には、ぜひ弁護士にご相談ください。

弁護士

田中 圭

KEI TANAKA



管轄の合意について

紛争当事者間が裁判で権利関係をはっきりさせようというとき、どこの裁判所で裁判を行うか(土地管轄)が問題になることがあります。土地管轄は、原則的には被告の生活の本拠地(民事訴訟法4条)となりますが、それ以外にも、財産上の訴えの「義務履行地」、不動産に関する訴えの「不動産の所在地」、不法行為に関しての「不法行為地」など事件ごとに認められるものがあります(同法5条)。このように管轄裁判所が複数認められることもあり、紛争が顕在化してみると、予想外に遠方の裁判所で裁判を提起され、対応に苦慮するというケースも見られます。

こういった事態を避けるため、契約当事者間では管轄合意を行うことが多いのですが、その際、まずはその合意が付加的合意なのか専属的合意なのかは気をつけるべきところです。

付加的合意の場合、当該裁判所での裁判も可能というだけであって、法定の管轄裁判所への裁判の提起もできることになります。

専属的合意の場合、当該裁判所にのみ裁判を提起することになりますが、これも裁判所を絶対的に拘束するわけではありません。裁判所が、当事者・証人予定者の住所や、検証の可能性等の事情を考慮して他の裁判所に事件を移送する可能性は残ります(同法17条, 20条1項)。

ある程度双方が納得していないと、専属的合意管轄があると思って安心していても、移送申立がなされ、意見書のやりとり等で本案審理が遅れ、仮に移送となったら更に期日から決め直して大幅に審理が遅れる、ということもありうる話です。

管轄の合意を行う際には、いざ裁判となるのはどういう状況下か、その際に当該裁判所で審理することに双方が納得できるか、という点を具体的に想定した上で取り決めることが重要になります。

弁護士

田瀬 憲夫

NORIO TASE

種類株式について

株式会社は株式を発行していますが、その中でも種類株式というものがあります。種類株式とは、株式会社が、剰余金の配当その他の権利の内容が異なる2種類以上の株式を発行した場合のその株式をいいます。既に発行している通常の株式を基準とし、それと異なる内容を有する株式といえます。ここ最近で、私が発行に関与した種類株式を紹介します。

まずは、議決権制限株式です。これは、通常の株式が1株(または1単元)あたり1個の議決権を有するところ、議決権制限株式については、通常の決議事項につき、議決権を行使することができないといった内容になります。議決権がない代わりに、剰余金の配当につき、通常の株式の2倍の金額を配当する(配当についての優先株式)としている会社も見られます。これは、議決権の行使よりも剰余金の配当に関心がある投資家からの資金調達を得る方法として注目されてきました。もっとも、一般投資家からの資金調達は想定していない中小企業でも、従業員の意識向上のために従業員持株会を発足させたり、ストックオプション制度を採用する場合に、オーナー側である既存株主の議決

権割合を低下させないなど、一定の目的をもって議決権制限株式を発行することが考えられます。

次に、拒否権付株式があります。これは、会社が定款で事前に定める一定の事項について、株主総会や取締役会の決議がなされても、拒否権付株式を有する株主が当該決議の成立を拒めば、これを否決にできるというものです。株式数は1株で構いません。この拒否権を行使するか否かによって、会社の決議が大きく左右され、この点で重要な権利を有するため、拒否権付株式は、黄金株とも呼ばれています。会社の大多数の株式を保有するオーナー社長が、拒否権付株式1株だけを保有し、これによって依然として会社への影響力を残しながらも、それ以外の通常の株式を、自社株評価の低いときに、後継者に移転するなどの事業承継対策(相続税対策)としても注目されています。

弁護士

中西 俊博

TOSHIHIRO NAKANISHI



所信表明



執行役員

阿野 寛之

HIROYUKI ANO

今年4月1日、福岡県弁護士会(県弁)の副会長、及び、日本弁護士連合会(日弁連)の理事に就任いたしました。いずれも任期は1年となります。当法人では、弁護士会の会務についても、弁護士に対する社会及び市民の皆様の信頼を支える重要なものであると位置づけており、地域最大規模の法律事務所としての社会的責任を果たすべく、しっかりとした取り組みを行って参ります。

県弁副会長としての業務内容は非常に多岐にわたります。最も重要な業務としては、会内に70近くある委員会のサポートです。他にも、総会や常議員会等の各種会議の運営や、弁護士に日々寄せられる苦情や要望への対応なども、重要な業務です。弁護士業をする際には、必ず弁護士会に所属しなければならないことから、弁護士会は「強制加入団体」と呼ばれています。弁護士の業務は、時として権力との対立をはらむものであり(刑事弁護が好例でしょう)、そのためには、権力の独立が確保されていなければならないことから、法律(弁護士法)では、国の官庁等からの監督を受けない「弁護士自治」が認め

られています。弁護士会の会長・副会長は、組織の中の様々な意見を調整しながら、対外的には組織としての独立を維持していくという重大な責任を負っている、ということになります。

また、日弁連理事としては、毎月1回(2日間・いずれも朝から晩まで)、東京の日弁連会館で開催される日弁連理事会(日弁連の最高意思決定機関)に出席し、意見を述べるとともに、理事会での議論を県弁に的確に報告するというものです。

昨今、弁護士の激増や各種の不祥事問題等、弁護

士会を取り巻く情勢には非常に厳しいものがあり、課題の山積した大変な時期ではありますが、十分にその責任を果たせるよう、努力してまいります。

既に週3~4回のペースで福岡市内にある弁護士会館に出張し、副会長としての業務を行っております。北九州ヘッドオフィスを留守にすることが多いですが、任期期間中のご依頼者様・顧問先様の対応に関しましては、当法人所属弁護士との協働により、万全を期すこととしておりますので、どうぞ安心ください。

福岡県弁護士会とは

福岡県内の法律事務所に所属する弁護士約1,200名が所属している弁護士会。1893年5月、3つの代言人組合により前々身となる「福岡地方裁判所所属弁護士会」が設立された。県下17か所に法律相談センターを設けたりするなど全国でも有数の法律相談事業を展開している。

福岡県弁護士会 www.fben.jp

日本弁護士連合会とは

弁護士法に基づいて1949年9月に設立された法人。日本全国すべての弁護士は、日弁連に登録している。時には国家権力と対決しなければならない弁護士等を指導・連絡・監督するので、国家機関からの監督を受けない独自の自治権(弁護士自治)を有し、この自治権のもと、弁護士等の指導、連絡及び監督を行っている。

日本弁護士連合会 www.nichibenren.or.jp

NEW FACE



弁護士

富永 剛

TSUYOSHI TOMIMAGA

PROFILE

昭和61年3月生
山口県立徳山高等学校校理数科 卒業
九州大学法学部 卒業
九州大学法科大学院 卒業
平成23年
弁護士登録(福岡県弁護士会北九州部会)
平成25年~平成29年
日本司法支援センター所属弁護士(法テラス北九州法律事務所勤務)
平成26年~平成29年
北九州市役所出向(総務局総務部法務担当課長)

弁護士のご紹介

本年4月1日より弁護士法人大手町法律事務所に入所致しました、弁護士の富永剛と申します。

山口県出身で、福岡市内で大学生を送りました。弁護士登録とともに、大手町法律事務所にて1年間お世話になり、その後、法テラス北九州法律事務所にて、様々な理由から弁護士等の法的サービスにアクセスすることができない方に対する法的サービスの提供を行ってまいりました。

その後機会を得て、北九州市役所へ出向し(総務局総務部法務担当課長)、3年間、行政機関内部において、紛争の未然防止、法的紛争の解決にあたってまいりました。北九州市役所で、弁護士を任期付職員として採用するのは初めてのことでしたが、職員の方からもあたたかく迎えていただきました。市役所では、職員の方から年間400件以上の相談を受けてまいりましたが、行政機関で取り扱っている分野は幅広く、税金の賦課・徴収に関するもの、福祉に関するもの(様々な給付に関するものや、指定等に関するもの)、都市計画に関するものといった行政機関特有の問題や、契約、施設の管理、窓口でのトラブル対応に関する問題など、多種多様な相談が日々舞い込んできました。職員の方と一緒に、ベストの課題解決を目指して試行錯誤する毎日でしたが、弁護士としての視野を広げることでもでき、大変よい経験をさせていただいたと思っております。

北九州市役所での任期終了とともに、再び、大手町法律事務所にて勤務させていただくこととなりました。今後様々な案件についてご対応させていただくことになるとは思いますが、行政機関での勤務経験も活かしながら、ベストな課題解決に向けて、日々取り組んで参りたいと存じます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

福岡オフィス新体制

私は、今年の秋に満70歳になります。昭和50年(1975年)4月に、福岡市において弁護士登録をして以来40年余の歳月が流れたこととなります。その間、まがりなりにも、弁護士業務を続けてこられたのは、顧問先企業をはじめとする皆様の御支援があったればこそであり、感謝のほかはありません。

私は、かねてから、年齢を重ねた場合には、弁護士という仕事の性質上、ある程度の余力を残した状態で、弁護士業務の第一線から退くべきであり、それが、クライアントにおかけする御迷惑を少しでも低減することになる途であると考えていました。また、個人的にも、残された時日のなかで、済ませておきたいことも少なからずあります。そういうことで、平成31年4月をめどとして、弁護士業務の第一線から退くことにいたしました。

このような次第でするので、後継者として、田瀬憲夫[タセ・ノリオ]弁護士を推薦いたしました。田瀬憲夫は、私の大学の後輩であり、弁護士としての能力も卓越したものを有していますので、私としても、安心して、引き継ぎをすることができると考えていますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

なお、田瀬弁護士は、平成29年5月1日付けで、北九州市のヘッドオフィスから福岡オフィスに弁護士登録の場所を変更いたしました。

平成31年4月までは、まだ、2年近い期間がありますので、その間は、合山イコール田瀬、田瀬イコール合山とみなしていただき、弁護士業務を行っていくなかで田瀬弁護士になじんでいただき、そして、平成31年4月ころをめどに、田瀬弁護士に引き継ぎができればと考えています。

なお、弁護士業務の第一線から退いた後も、残務整理のような案件が出てくることもありますので、そういうときに、もう弁護士ではないとなると不便なこともありますので、弁護士の登録自体は、残しておく所存です。また、後輩弁護士からの強い要望もありますので、平成31年4月以降も事務所には顔を出すつもりです。



代表(福岡オフィス所長)

合山 純篤

SUMIATSU GOYAMA